

新型コロナウイルスに
負けない!

市民のくらしを守る支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沖縄市民の生活・雇用を守るため、市独自の緊急経済対策等を実施します。

経済分野

1. 沖縄市中小・小規模事業者に対する支援金 申請期間 令和2年6月30日まで

種別	① 休業店舗支援金	② 事業者支援金	③ 融資支援金
支給額	1店舗 10万円 (上限 3店舗 30万円)	個人事業主 10万円 法人 30万円	一律 10万円
申請要件	対象業種 ・ライブハウス ・接待を伴う飲食店 (バー、スナック等)	(①の支援金の支給を受けた事業者を除く) ・宿泊業 ・旅行業 ・道路旅客運送業(貸切バス、タクシー) ・イベント企画業 ・飲食業(居酒屋、レストラン等) ・酒小売業 ・カラオケボックス業 ・運転代行業	
	対象要件 3か月以上の事業実績があり、令和2年4月9日から令和2年5月6日までの間で、少なくとも5月6日まで継続して7日以上休業している店舗	3か月以上の事業実績があり、セーフティネット保証に準じ売上等が50%以上減少した者	3か月以上の事業実績があり、①②の支援金を除く、沖縄県融資制度・セーフティネット保証等の認定者で金融機関等に融資の申請をした者及び新型コロナウイルス感染症特別貸付の申し込みをしている者
申請者	沖縄市内において、店舗を有(経営)している法人及び個人事業主	法人：本店の所在地が沖縄市にあること 個人事業主：主たる事業所が沖縄市にあること	
申請方法	下記の申請窓口、または商工振興課あて郵送 【申請・相談窓口】 期間:6月30日(火)まで 9:00~15:00 (土日・慰霊の日を除く) 場所:沖縄市多目的運動場(コザ運動公園内・体育館となり) 期間中の問い合わせ先:TEL 080-9853-7426 ※①②③のいずれかに申請することができます。 ※申請書類、その他詳細については、市公式ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。		

2. 相談窓口の充実 / 担当課:商工振興課 (内線3224)

①専門家の配置

中小企業診断士を配置し、市内中小企業等、新型コロナウイルスの影響を受けた事業所の経営相談窓口(沖縄市多目的運動場/コザ運動公園内・体育館となり)を設置します。
期間:6月30日(火)まで 13:00~17:00(土日・慰霊の日を除く)

②コールセンターの設置 沖縄市コールセンター TEL 080-9853-7426

新型コロナウイルス感染症に関する各種補助メニューの問い合わせ等に対応します。
期間:6月30日(火)まで 9:00~15:00(土日・慰霊の日を除く)

こどものまち分野

1. 認可外保育施設への利用料補助 / 担当課：保育・幼稚園課（内線3137）

登園自粛園児の利用料を減免した場合に、その利用料を補助します。

[補助額] 園児1人当たり 上限42,000円(0歳児から2歳児) 上限37,000円(3歳児から5歳児)

[対象] 登園自粛園児の利用料を減免した市内認可外保育施設

放課後児童クラブへの利用料補助 / 担当課：こども家庭課（内線3411・3412）

利用自粛児童の利用料を減免した場合に、その利用料を補助します。

[対象] 利用自粛児童の利用料を減免した放課後児童クラブ

2. 緊急一時預かり事業 / 担当課：保育・幼稚園課（内線3175）

市内の保育所（園）等から新型コロナウイルス感染者が出たことで臨時休園となった場合に、市内公共施設で一時的預かり事業を実施します。

[対象] 保護者が医療従事者又は保育士として勤務しており、家庭保育が困難な世帯の濃厚接触者でない子ども

3. マスク等の配布 / 担当課：こども企画課（内線3404）

保育園や放課後児童クラブに使い捨てマスク及び次亜塩素酸水を配布します。

また、こども用布マスクを作成し配布します。

[対象] マスク：保育園・幼稚園・放課後児童クラブ・こどもの居場所等のこども及び職員

次亜塩素酸水：保育園・幼稚園・放課後児童クラブ・こどもの居場所等

福祉分野

1. 介護施設等の感染防止に関する支援 / 担当課：介護保険課（内線3098）

介護施設等に新型コロナウイルス感染症の感染防止にかかる費用を給付します。

[給付額] 10万円 [対象] 入所系の介護施設等

2. 障がい者施設の感染防止に関する支援 / 担当課：障がい福祉課（内線3155）

障がい者施設等に新型コロナウイルス感染症の感染防止にかかる費用を給付します。

[給付額] 上限10万円 [対象] 入所系、居住系、訪問系及び計画相談支援事業を運営している法人

水道料金・下水道使用料の支払い期限の猶予および水道料金の基本料金の免除

■ 水道料金及び下水道使用料の支払い期限の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った個人または事業者について、3～6月分の水道料金及び下水道使用料の支払い期限を最大4か月間猶予いたします。

詳しくは、沖縄市上下水道局 料金課にご相談ください。

■ 水道料金の基本料金の免除

沖縄市上下水道局と契約している全世帯（事業者含む）における6～8月分の水道料金の基本料金を免除いたします。対象月の水道料金から基本料金を差し引いてご請求いたしますので、手続き等は不要です。

お問い合わせ 沖縄市上下水道局 料金課 TEL 098-937-3637

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、市税や保険料等を納期限までに納めることが困難な方への猶予制度があります。各担当課へお問い合わせください。 TEL 098-939-1212(代表)

市税：納税課

国民年金保険料：市民課 国民年金担当

国民健康保険料：国民健康保険課

後期高齢者医療保険料：国民健康保険課

介護保険料：介護保険課

市営住宅使用料：市営住宅指定管理者

奨学金：沖縄市育英会